

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和4年6月13日(2022.6.13)

【公開番号】特開2021-189321(P2021-189321A)

【公開日】令和3年12月13日(2021.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2021-060

【出願番号】特願2020-95185(P2020-95185)

【国際特許分類】

G 10 K 11/08 (2006.01)

10

【F I】

G 10 K 11/08

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月3日(2022.6.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メガホン本体を含むメガホンであって、

前記メガホン本体は、一端が小径で他端が大径に形成された筒状の拡声部を有し、
前記拡声部の内側には、拡声部の内側の空間を小径の側と大径の側とに間仕切りするよう
に飛沫捕捉体が設けられており、

飛沫捕捉体の面積が、前記拡声部の小径側の開口面積よりも大きく、

前記拡声部には、リング状に外側に膨出する形状の保持部が形成されていて、

前記飛沫捕捉体の周縁部が前記保持部に収容されている、

メガホン。

30

【請求項2】

前記飛沫捕捉体がメガホン本体に対し取り外し可能に設けられている、

請求項1に記載のメガホン。

【請求項3】

前記メガホン本体が、前記飛沫捕捉体が設けられた位置で分割可能となるように組み立て
られている、

請求項1または請求項2のいずれかに記載のメガホン。

【請求項4】

前記飛沫捕捉体よりも大径の側で、メガホン本体が折りたたみ可能なじゃばら状に形成さ
れている、

請求項2に記載のメガホン。

40

【請求項5】

前記飛沫捕捉体が前記拡声部の中央部に設けられた、

請求項3に記載のメガホン。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0008]

50

本発明は、メガホン本体を含むメガホンであって、前記メガホン本体は、一端が小径で他端が大径に形成された筒状の拡声部を有し、前記拡声部の内側には、拡声部の内側の空間を小径の側と大径の側とに間仕切りするように飛沫捕捉体が設けられており、飛沫捕捉体の面積が、前記拡声部の小径側の開口面積よりも大きく、前記拡声部には、リング状に外側に膨出する形状の保持部が形成されていて、前記飛沫補足体の周縁部が前記保持部に収容されている、メガホンである（第1発明）。

10

20

30

40

50